

東日本大震災・原子力災害からの創造的復興の完遂と 中小企業の自己変革を通じた力強い東北経済の構築に向けて

国内経済があらゆる業界における慢性的な人手不足などを背景に、様々な場面における商品・サービスの供給制約が厳しさを増す中で、長期にわたるデフレ経済に後戻りすることなく、持続的な成長型経済への転換を図っていくことが求められる。その処方箋としては、成長分野における投資促進とあわせて、人手不足対策を含めた生産性向上・技術革新への取り組み支援、人への投資などを通じて物価と賃上げの好循環の流れを確実なものとしていかなければならないものの、残念ながら地方経済においてはまだまだその流れは脆弱であると言わざるを得ない。

今年3月で東日本大震災から14年が経過した。政府が決めた「第2期復興・創生期間」の終了が迫る中、「地震・津波被災地域」と「原子力災害被災地域」における復興事業の評価ならびに今後の方向性がとりまとめられ、2025年度中に復興事業全体のあり方について見直しが行われることになっている。

これまで、被災地の事業者は復興支援策を活用しながら被災施設の復旧やサプライチェーンの回復に懸命に取り組んできたものの、ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国による輸入規制、水揚げ量の減少や魚種の変化に伴う原材料不足、震災関連の借入金の返済に加え、相次ぐ自然災害やコロナ禍による打撃などによって、いまだ経営再建の途上にある事業者も少なくなく、商工会議所は変化する地域の声を的確に汲み取りながら、その自立をしっかりと支えていかなければならない。

さらに、福島県ではすべての自治体で全町避難が解除されたものの、住民の帰還率は依然として低く、今なお約2万5千人が避難生活を強いられている。福島第一原発の廃炉は福島の復興・再生の大前提であるが、その他にも根強く残る風評被害や経済的補償など、多くの課題への取り組みは十分には進捗しておらず、今後30年にも及ぶ復興・再生に向けては、政府主導のもと科学的知見を総動員して事故の収束に全力を尽くすとともに、創造的復興の中核拠点となる福島国際研究教育機構（F-R E I）の整備促進等を求めていく。

また、東北に立地する地域企業においても、近年対応を迫られている脱炭素やSDGs等に関わる社会的ニーズを積極的に取り入れたビジネスモデルへの変革に加えて、企業の現場におけるデジタル化による生産性向上や多様で柔軟な働き方ができる職場環境整備、経営者の高齢化に伴う事業承継問題、モーダルシフトの推進をはじめとした物流2024年問題への対応が求められている。さらには、全国に先駆けた人口減少や少子高齢化などの構造的課題に真正面から向き合いながら、地域の稼ぐ力をいかに高めていくかという視点で、新たな価値を生み出す創業・スタートアップ支援や地域中核企業の育成、成長産業への投資などを戦略的に推進し、実りある地方創生を実現していかなければならない。

については、「東日本大震災・原子力災害からの創造的復興の完遂」と「中小企業の自己変革を通じた力強い東北経済の構築」に向けて、下記事項について万全の体制で臨まれることを強く要望する。

2025 年度 東北六県商工会議所連合会 要 望 項 目 一 覧

I. 東日本大震災・原子力災害からの創造的復興の完遂を

1. 復興が完遂するまでの政府機関による継続支援 3 P
 - (1) 予算措置をはじめとした十分な支援の継続
 - (2) 諸外国における輸入規制撤廃に向けた対応
 - (3) A L P S 処理水海洋放出への的確な対応ならびに風評対策の徹底

2. 福島の再生・原子力災害の克服と産業復興・地域再生の確実な推進 4 P
 - (1) 原発事故の完全収束に向けた国の主体的関与
 - (2) 被害の実態に合った原子力損害賠償の完全実施
 - (3) 汚染土壌等の中間貯蔵施設からの早期搬出
 - (4) 風評被害の払拭と県産品の販路開拓支援の充実
 - (5) 事業再建・自立に向けた各種支援策の継続
 - (6) 福島第一原発事故による避難指示区域の復旧促進のための支援策の拡充・強化
 - (7) 福島広域インフラの早期復旧・整備促進

II. 中小企業の自己改革を通じた力強い東北経済の構築を

1. 東北地域の中小企業の再生支援 7 P
 - (1) 地域中小企業の自己変革を後押しする各種支援策の実施
 - (2) 中小企業の円滑な資金繰りに向けた継続支援
 - (3) 環境変化に即したグループ補助金制度の弾力的な運用
 - (4) 東北の基幹産業である水産業・農業の再生

2. 産業振興の原動力である労働力確保への支援 8 P

3. 観光振興など交流人口拡大に向けた支援強化 9 P

4. 広域経済交流圏の構築に向けたインフラ整備の推進 10 P
 - (1) 道路網の整備促進
 - (2) 鉄道網の整備促進
 - (3) 空港の整備・利用促進ならびに地方路線の維持・拡充
 - (4) 港湾の整備促進

5. 東北地域における主要プロジェクトの推進 11 P
 - (1) 国際リニアコライダー（ILC）の誘致
 - (2) 次世代放射光施設・ナノテラスの利活用推進
 - (3) 重粒子線がん治療施設に関する支援
 - (4) 福島国際研究教育機構（F-REI）を中核とした
福島イノベーション・コースト構想の推進
 - (5) 再生可能エネルギー事業等の推進
 - (6) 国際的な核融合研究開発の拠点づくりの推進

I. 東日本大震災・原子力災害からの創造的復興の完遂を

1. 復興が完遂するまでの政府機関による継続支援

(1) 予算措置をはじめとした十分な支援の継続

被災地に今なお残る課題に柔軟に対応しながら、自立的かつ持続可能な活力ある地域経済の再生が図られるよう、以下の取り組みを講じられたい。

- 1) 「第2期復興・創生期間」以降の地震・津波被災地域において残る産業の再生、まちの再建などの課題解決に向けた取り組みの確実な実施。
さらには、原子力災害被災地域における十分かつ安定的な財源・制度の確保を通じた原子力災害の完全な収束と福島再生。

(2) 諸外国における輸入規制撤廃に向けた対応

被災地の農林水産物は、放射性物質の基準を順守して万全の対策を講じているものの、震災以降、現在も一部の国・地域において輸入規制が継続されていることから、規制撤廃に向けたさらなる働きかけ強化を図られたい。

さらには、ALPS処理水海洋放出に伴う諸外国による輸入規制によって、売上減少やビジネス機会の損失などの影響を受けている水産業者等が経営難に陥ることがないように国は万全の対策を尽くすこと。

(3) ALPS処理水海洋放出への的確な対応ならびに風評対策の徹底

ALPS処理水の海洋放出に関しては、復興に向けて積み重ねてきたこれまでの努力と成果が崩れ落ちることがないように、以下の取り組みを強力に講じられたい。

- 1) 浄化処理する前の汚染水の漏えいや海洋への流出防止などの安全対策を徹底すること
- 2) ALPS処理水の海洋放出以外の処分方法の継続した検討および処理水に含まれるトリチウムをはじめとした放射性物質除去技術の研究開発を促進すること
- 3) 科学的根拠に基づいた正確な情報発信を通じて国内外の理解醸成に努めること
- 4) 国が責任を持って、風評による影響を最大限抑制するよう徹底した対策を講じるとともに、風評が生じた場合には、地域・業種を限定せずに支援策を講じること
- 5) 地域や業種・期間を制限せずに、損害が生じた全事業所に対する迅速な賠償を行うとともに、事業所が立証等を行う場合に過度な負担を強いることのないよう、国が東京電力ホールディングス株式会社に対して強く指導すること

2. 福島の再生・原子力災害の克服と産業復興・地域再生の確実な推進

(1) 原発事故の完全収束に向けた国の主体的関与

国は、福島第一原発事故の収束と廃炉に向けて、全世界の英知の収集と技術の活用に積極的に取り組むとともに、これまで以上に主体的な姿勢で臨むことを強く要望する。

(2) 被害の実態に合った原子力損害賠償の完全実施

東京電力ホールディングス株式会社は原発事故との相当因果関係が認められる損害が継続する場合は、適切に賠償するとしている。

損害賠償を迅速かつ適切に実施させるため、東京電力ホールディングス株式会社に対して、強い指導を行うよう以下の取り組みを要望する。

- 1) 個別事情を十分に勘案した賠償金の支払い
- 2) 一括賠償後の損害（超過分）への誠実な対応
- 3) 原発事故前に戻るまでの確実な賠償の実施

(3) 汚染土壌等の中間貯蔵施設からの早期搬出

一時的に中間貯蔵施設に保管されている汚染土壌等を早期に最終処分場へ搬出することを強く要望する。

(4) 風評被害の払拭と県産品の販路開拓支援の充実

東日本大震災から10年以上が経過した今も、諸外国では福島県産農林水産物の厳しい輸入規制が続き、福島県を訪れる観光客や教育旅行も震災前の水準には回復していない。さらに、国内においても農林水産業や観光業を中心とした県産品への風評被害が継続している。また、時間の経過とともに震災そのものの風化という問題も発生し、その被害が長期化・複雑化している。

については、福島県の風評被害払拭ならびに諸外国における輸入規制の早期解除、失われた販路の回復や開拓に向けて、以下の取り組みを要望する。

- 1) 国内外における放射能と食品の安全性についてのリスクコミュニケーションの推進と福島県に関する正しい情報発信の強化
- 2) 福島県産食品に対する輸入規制の早期解除に向けた取り組みの強化
- 3) 販路回復や新たな販路開拓に係る支援策のさらなる充実
- 4) 風評払拭に繋げるための福島県各地の魅力を発信する観光プロモーション及び令和8年度ふくしまDCへの支援強化
- 5) 交流人口の増加を始め地域に新たなエネルギーと希望をもたらす、「スポーツ・スタジアム整備」に対する支援

(5) 事業再建・自立に向けた各種支援策の継続

政府は、福島県内の被災 12 市町村における被災事業所の事業再建・自立に向けた支援施策を集中的に展開し、原子力災害により生じた損害の解消を図る方針を示している。

しかしながら、復興需要の減退や深刻な人手不足に加え、福島県特有の問題である風評被害など、県内企業を取り巻く状況は依然として厳しいことから、被災 12 市町村に留まらずに福島県内全域の中小・小規模事業者が将来にわたって事業継続できるよう、事業再建をはじめ、新たな販路開拓や新規事業の立ち上げ、人材確保の支援など、自立に向けた取り組みの拡充が必要不可欠である。

については、復興・再生が完了するまで復興財源の確実な予算措置を図るとともに、福島県内全域の被災中小・小規模事業者の経営支援に向けて、各種支援策の継続を要望する。

(6) 福島第一原発事故による避難指示区域の復旧促進のための支援策の拡充・強化

2022 年 8 月、唯一全町避難が続いていた双葉町で避難指示が一部解除されたことによって、原発周辺にあるすべての自治体において、避難指示が解除されたものの、実際の住民帰還率は低く、生活関連事業者は厳しい経営環境に置かれている。

については、地域の住民が安心して普通の生活ができる生活環境整備および事業経営者が安心して経営に専念できる経営環境の整備を図られたい。

特に、以下の項目は早急な支援が必要なため強く要望する。

- 1) 廃炉体制の強化と廃炉計画の前倒し実施、廃炉の安全かつ確実な推進
- 2) 医療・福祉・育児環境をはじめとする安全安心な生活環境の整備
- 3) 全ての業種における労働力確保と労働者の技術向上に関する支援
- 4) 全ての業種における生産性向上・効率改善・品質向上を図るための新規設備投資に対する支援

(7) 福島広域インフラの早期復旧・整備促進

住民の暮らしや経済活動の基盤となる公共交通手段の早期復旧ならびに災害時の命をつなぐ幹線道路、鉄道、港湾、空港および災害発生時における代替機能を備えた広域交通ネットワークの重点的な整備を要望する。

1) 高規格道路及び一般国道

- ①常磐自動車道県内区間の早期全線4車線化
- ②磐越自動車道（会津若松IC～新潟IC）の早期全線4車線化
- ③会津縦貫南道路の整備促進
- ④国道4号の全線4車線化促進と一般国道事業のさらなる充実
- ⑤国道6号勿来（なこそ）バイパスの早期開通、常磐バイパス（林城・飯田交差点間）の交通円滑化
- ⑥霊山ICから福島市内を通り国道115号線に至る新たなルートの整備促進

2) 鉄道

- ①JR只見線の持続的運行に向けた負担軽減
- ②首都圏・仙台圏と浜通り地域とを結ぶJR常磐線の利便性向上

3) 港湾

- ①相馬港・小名浜港の物流・防災・交流拠点としての機能強化

4) 空港

- ①福島空港の国際定期線（ソウル線および上海線）の早期再開ならびに、台湾をはじめとするアジア各国との国際定期線の新設
- ②福島空港の国内定期線（札幌線・大阪線）の充実ならびに沖縄線の復活を含む国内定期線の新設
- ③福島空港の利便性を高める主要都市までの交通アクセスの充実

Ⅱ. 中小企業の自己変革を通じた力強い東北経済の構築を

1. 東北地域の中小企業の再生支援

(1) 地域中小企業の自己変革を後押しする各種支援策の実施

地震や台風など相次ぐ自然災害やコロナ禍による消費低迷、混迷する国際情勢に加えて、足下に広がる物価・原材料価格の高騰、慢性的な人手不足などの影響によって、景況感の改善に向けた実感が乏しい東北経済において、地域商工業者による自己変革を後押しする、以下の取り組みを推進されたい。

- 1) 米国トランプ関税に伴う地方経済への直接的・間接的な影響緩和策の実施
- 2) 地元中小企業が置かれたステージに即した資金繰りや事業継続・再構築・創業・スタートアップ・事業承継・再生など幅広い支援強化
- 3) 企業の付加価値を高めるイノベーション創出に向けた企業間交流の拡大、専門家等による伴走型支援の強化
- 4) 中小企業の事業承継を継続的かつ強力に進めるために必要な事業承継税制（特例措置）の延長・恒久化および一般措置の拡充
- 5) 「パートナーシップ構築宣言」のより一層の普及・促進および実効性の向上、労務費を含めた適切な価格転嫁の推進
- 6) 脱炭素社会の実現に向けた中小企業における省エネ対策および技術開発支援
- 7) 「小規模企業振興基本計画」の令和7年3月の計画変更について、公文書による国から各県への通達、小規模事業者の振興に関する施策のより効果的・効率的な実現に向けた国から各県への適切な指導
- 8) 地域中小企業の持続的な成長を支援する各地商工会議所に対する中長期的な視点での運営費・事業費（経営支援体制）の維持・拡充
- 9) 災害時でも地域商工業者への支援拠点としての機能を発揮していくために必要な商工会議所会館施設整備費の確保・拡充

(2) 中小企業の円滑な資金繰りに向けた継続支援

様々な社会環境変化に翻ろうされ、厳しい経営環境下にある地域中小企業の資金繰り支援を強化されたい。とりわけ、「産業復興機構」と「東日本大震災事業者再生支援機構」が取り組む二重ローン対策については、柔軟かつ強力な対応を講じられたい。

- 1) 地域中小企業における収益力改善や資金繰り強化を図るための相談体制の強化
- 2) 被災企業が産業復興機構等から一括で債権を買い戻す期限の延長および買い戻しの際に必要な資金調達へのさらなる支援拡充
- 3) 東日本大震災復興緊急保証および東日本大震災復興特別貸付、小規模事業者経営改善資金震災対応特枠（災害マル経）をはじめとする、被災中小企業の円滑な資金調達のための震災保証制度や震災貸付の継続支援
- 4) グループ補助金等の自己資金調達に利用された「高度化スキーム貸付制度」の返済期間延長

(3) 環境変化に即したグループ補助金制度の弾力的な運用

被災事業者の復旧、事業再開を後押しした「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）」については、補助金を活用して導入した施設・設備等の転用や処分の制限が、事業転換を図ろうとする事業者の前向きな取り組みや事業承継を行う際の妨げとなっているケースもあることから、弾力的な運用を図られたい。

(4) 東北の基幹産業である水産業・農業の再生

東北の基幹産業である水産業や農業の再生は急務である。被災事業者は復興支援策を活用しながら経営基盤の立て直しに懸命に取り組んできたものの、物価・原材料価格の高騰、水揚げ量の減少や魚種の変化に伴う原材料不足、処理水の海洋放出に伴う日本産水産物の輸入規制強化などによって、厳しい経営環境下にあることから、その課題解消に向けて、以下の取り組みを講じられたい。

- 1) 各地商工会議所が取り組む商品開発・販路開拓への支援（商談会開催、商社・百貨店のバイヤー経験者など専門人材確保）
- 2) 魚種転換やHACCP、GAP認証の取得に必要な設備導入、加工技術習得への支援
- 3) 気候変動等の影響を解消する年間を通じて安定的な生産が可能となる海上・陸上養殖へのDX活用等を含む技術・資金支援
- 4) 福島第一原発事故および処理水海洋放出に起因する諸外国における輸入規制の早期撤廃に向けた一層の働きかけ強化
- 5) 「三陸・常磐もの」等地域ブランドの確立、国内外における消費拡大キャンペーンの継続、ALPS 処理水海洋放出後の輸入規制強化に伴う新たな輸出先確保への支援
- 6) わが国の食料安全保障を考える上でも不可分な関係にある、政府備蓄米の大規模かつ急速な放出に伴い、大きな影響が生じている定温倉庫事業者に対する逸失保管料をはじめとした確固たる支援措置の実行

2. 産業振興の原動力である労働力確保への支援

東北地域では首都圏等への若者や女性の人口流出に歯止めがかからず、多くの業種における人手不足や雇用のミスマッチが深刻な問題となっている。人手不足が新たな需要への対応や新規事業展開等の妨げとなっていることから、人材確保に向けた以下の取り組みを講じられたい。

- (1) 若者・女性の地元定住・定着促進、東北へのU I J ターン推進（地域企業の魅力発信、インターンシップ事業の支援）
- (2) 自己変革に必要な人材育成に取り組む企業や、従業員自らによる自己啓発・能力向上に対する支援施策の着実な実施
- (3) 女性や若者、育児・介護を含む様々な従業員のニーズを汲み取った多様で柔軟な働き方の導入に取り組む地域企業への支援強化、ダイバーシティ経営の推進
- (4) 働き方改革に伴う労働時間規制の見直しによる、労使双方のニーズを反映した柔軟な働き方が可能となる制度の検討
- (5) 企業の生産性向上・業務効率化につながるIT機器導入やデジタル活用およびデジタル人材の育成・確保へ向けた取り組みへの支援

(6) 中小企業における外国人材の受入環境整備への支援

- ①外国人材と中小企業とのマッチング・定着に資する支援（日本で就労を希望する外国人材の情報提供、専門員による窓口相談の設置等）
- ②中小企業が外国人材を受け入れる際に負担となっている申請手続きの簡素化、採用面接のための渡航費用・入国費用等に対する支援
- ③中小企業の実態に即した育成就労制度の運用
（対象分野の拡大、都市部への人材の集中回避、安易な引き抜きを防いで外国人材の定着を促す仕組み等）
- ④海外からのインバウンド客や留学生、研究者等が住みたいと思える魅力あふれる地域づくりの推進、およびストレスフリーな住環境整備

(7) 専門家との連携による「健康経営」に取り組む中小企業のすそ野拡大支援

3. 観光振興など交流人口拡大に向けた支援強化

東北地域における地域観光資源の磨き上げと地元受入体制の整備・拡充、国内外へのプロモーション強化等にオール東北の体制で取り組むことで長年の課題である訪日外国人の国内シェア拡大を図り、東北全域への周遊拡大と域内消費拡大が実現できるよう、以下の取り組みを強力に講じられたい。

- (1) 2025年大阪・関西万博や新幹線札幌延伸等の機会を捉えた東北の知名度向上・イメージアップを図る情報発信強化
- (2) 東北地域への高い経済波及効果が期待される欧米豪等を対象とした海外プロモーション事業への支援
- (3) 復興ツーリズム（防災・震災学習をテーマとしたMICEや教育旅行）やホープツーリズム、ブルーツーリズム（観光型体験漁業等）をはじめ、東北ならではの地域資源を生かした広域周遊コンテンツの造成・商品化、集客力のあるイベント誘致への支援
- (4) DMOや商工会議所等が取り組む観光地域づくりに対する総合的な支援強化（観光コンテンツの造成・高付加価値化を通じた地域経済循環拡大を図るためのマーケティング・ブランディング支援、人材育成・専門人材の確保等）
- (5) 広域観光を可能にする鉄道駅や空港から観光地までを結ぶ2次交通の拡充支援、とりわけ周遊への自由度が高いレンタカーの利活用促進および高速道路料金定額制度の継続
- (6) イン・アウト双方向でのツーウェイツーリズム促進に向けた東北における教育旅行などの機会を捉えたパスポート保有率向上に向けた支援
- (7) 外航クルーズ船の誘致拡大、地方空港における国際定期便の完全再開・拡充等によるインバウンド客拡大に向けた取り組みへの支援
- (8) 東日本大震災の経験と教訓を後世に伝えるために行われている語り部等の伝承活動継続への支援

4. 広域経済交流圏の構築に向けたインフラ整備の推進

震災からの復興はもとより、地方創生の実現を図るためには、高規格幹線道路等のミッシングリンクを解消し、鉄道・空港・港湾・漁港などを有機的につなげながら、東北一体となった「広域経済交流圏」を構築していくことが重要である。さらには、激甚化・頻発化する自然災害に備える国土強靱化の視点で、インフラの耐震化と老朽化対策を行っていく必要があることから、以下の取り組みを総合的に推進されたい。

また、利用者減少に伴って、存続の危機に陥っている地方ローカル線などの今後の方向性検討に当たっては、代替手段導入も含めた周辺住民の移動手段の維持・存続に向けた取り組みを図られたい。

(1) 道路網の整備促進

- ①高規格幹線道路・地域高規格道路の整備促進
- ②一般国道事業の整備促進

(2) 鉄道網の整備促進

- ①東北・北海道両地域の経済・人的交流を様々な視点から促進する東北・北海道新幹線「新函館北斗・札幌」間の早期整備促進ならびに経済交流の促進
- ②山形新幹線の庄内延伸ならびに、奥羽新幹線（福島市・秋田市間）と羽越新幹線（富山市・青森市間）のフル規格による整備実現。特に、フル規格新幹線にも対応可能な山形新幹線「米沢トンネル（仮称）」の早期整備
- ③秋田新幹線「新仙岩（しんせんがん）トンネル」整備の早期実現

(3) 空港の整備・利用促進ならびに地方路線の維持・拡充

- ①東北各地空港における国際線の早期全線再開を強力に推進すること。加えて、外国人観光客受入体制の整備・拡充（急病人の適切なケア、地震発生など緊急時のフォロー充実等）を図るとともに、将来にわたる円滑な運航体制維持・拡充に向けて、グランドハンドリングや保安検査所・機内清掃員等の人手不足支援を継続的に行うこと
- ②既存路線の維持・拡充、運休路線の再開促進、新規路線の開設などを目的とした各種プロモーション事業への支援、空港関連諸設備の整備推進

(4) 港湾の整備促進

- ①各港湾における災害等緊急時の物流機能確保に向けた連携体制の強化および船舶（貨物船・クルーズ船）大型化に対応可能な水深確保、防波堤や耐震強化岸壁など港湾機能強化に向けた整備推進
- ②クルーズ船受入体制（ふ頭の係留施設やソフト面）の整備に対する支援拡充

5. 東北地域における主要プロジェクトの推進

東北各地で新たな成長産業の創出・集積につながる先端技術を用いた研究開発拠点等の整備が進行している。いずれも東北地域だけにはとどまらずに、日本が持つ科学技術の優位性を世界に訴求していく上で極めて重要なプロジェクトであることから、十分な予算措置を行い、整備促進を図られたい。

(1) 国際リニアコライダー（ILC）の誘致

ILCは、基礎科学の研究に飛躍的発展をもたらすだけでなく、加速器や測定器をはじめとする多くの先端技術の開発と実用化を促進し、21世紀の科学と技術を大きく前進させるビッグプロジェクトである。

最先端のアジア初の大型国際科学技術研究施設誘致を通じた産業集積、雇用創出等によって生み出される経済効果が、東北の新たな地方創生モデルに大きく寄与するとともに、科学技術の進展は日本全体から大きな期待が寄せられている。

については、日本誘致に向けた国際協議を本格化させ、北上山地への施設整備及び研究体制が確立されるよう、国主導による積極的な誘致実現活動を推進されたい。

(2) 次世代放射光施設・ナノテラスの利活用推進

東北大学青葉山新キャンパスで整備が進められていた次世代放射光施設・ナノテラスが2024年4月に本格稼働を果たし、医療、創薬、環境、エネルギー分野はもちろん、食品、建設、農林水産分野に至るまで、幅広い分野での活用が見込まれている。

地元企業における技術力向上や人材育成、来訪する研究者の増加に伴うまちづくりへの波及はもとより、わが国の産業・経済の発展に寄与することが期待されることから、地元東北をはじめとした中小企業の利活用促進が図られるよう本施設の普及啓発により一層努めるとともに、世界レベルのリサーチコンプレックス形成を強力に推進されたい。

また、東北大学が国内初の国際卓越研究大学に認定されたことに伴って、今後、海外からの留学生や研究者が増加することを受けて、教育・医療体制をはじめ、外国人にとって暮らしやすい、働きやすい住環境整備、ダイバーシティな地域づくりを支援されたい。

(3) 重粒子線がん治療施設に関する支援

山形大学に整備された北海道・東北地域における初の重粒子線がん治療施設に関連した、医療ツーリズムの環境整備、医療関連企業・研究機関、関連施設の育成・誘致支援を講じられたい。

また、重粒子線がん治療装置（HIMAC）で重粒子線治療を行う専門機関を、いわき市へ誘致することについても支援されたい。

(4) 福島国際研究教育機構（F-R E I）を中核とした福島イノベーション・コースト構想の推進

我が国の科学技術力・産学競争力の強化をけん引する創造的復興の中核拠点を目指すことを目的に発足した福島国際研究教育機構（F-R E I）のもと、福島イノベーション・コースト構想を推進し、廃炉やロボット技術に関連する研究開発、エネルギー関連産業の集積等を通じて浜通りの産業・雇用の再生を目指す取り組みを力強く進められたい。

同構想を進める上では地域への経済波及をどう広げるかが重要であり、進出企業と地元企業のビジネスマッチング支援、地域産業におけるイノベーション創出、研究プロジェクトの産業化による新ビジネス立ち上げ支援、高校等と研究機関が連携した教育・人材育成の強化など、地域との連携を重視した構想の推進を図られたい。

特に、構想の中核をなす福島ロボットテストフィールドについては、入居の促進・隣接工業団地等への立地支援のほか、産業観光への活用支援等、地域に大きな効果をもたらされるよう支援策を講じられたい。

(5) 再生可能エネルギー事業等の推進

国は成長戦略の柱として「グリーン社会の実現」を掲げ、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言し、脱炭素化への取り組みを強力に進めており、東北でも「いわき市脱炭素社会実現プラン」などが展開されている。「福島イノベーション・コースト構想」に基づく「福島新エネ社会構想」をはじめ、東北における再生可能エネルギーの活用やカーボンニュートラルの実現、水素社会実現の加速化に向け、以下の取り組みを推進されたい。

- 1) 「福島新エネ社会構想」の着実な推進に向けた再生可能エネルギー発電設備や新エネルギー関連工場等の整備
- 2) 水素ステーション整備や燃料電池車購入に対する財政支援等水素エネルギー普及拡大の積極的な推進
- 3) 中小企業のカーボンニュートラル推進に向けた取り組みへの支援、先進事例の共有化
- 4) 東北各地（青森、岩手、秋田、山形等）で計画が進む洋上風力発電の早期導入・整備促進および地元企業における参入機会の拡大、将来を見据えた再生可能エネルギーの供給に必要な送電網の強化

(6) 国際的な核融合研究開発の拠点づくりの推進

国際核融合実験炉（ITER）の建設と並行して進められている、むつ小川原開発地区の国際核融合エネルギー研究センターにおける核融合研究開発に携わる研究機関・大学等の誘致促進、国際的な核融合研究開発拠点づくりを推進されたい。

以上

要 望 者 名 簿

東北六県商工会議所連合会会長
宮城県商工会議所連合会会長

藤 崎 三 郎 助

青森県商工会議所連合会会長

倉 橋 純 造

岩手県商工会議所連合会会長

谷 村 邦 久

秋田県商工会議所連合会会長

辻 良 之

山形県商工会議所連合会会長

矢 野 秀 弥

福島県商工会議所連合会会長

渡 邊 博 美